

金沢市湊 1 丁目地内における特殊建築物の位置について

建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく、金沢市湊 1 丁目地内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の用途に供する敷地の位置

名称	敷地の位置		地目	敷地面積 (m ²)	摘要
					主要用途（処理能力）
株式会社 リサイクルマツモト	金沢市 湊 1 丁目	45 番 5 他 9 筆	宅地	7,585.87	がれき・木くず類（640.8t/日）

理 由

株式会社リサイクルマツモトは、がれき、木くず、がれき類等の産業廃棄物の中間処理を行う処理施設である。

これまで、木くずの処理については、焼却後、埋立て処分を行っていたが、今回、木くずの再資源化に努めるため、破碎施設を新設するものである。

今回、木くずの破碎施設の新設により、がれき・木くず類の処理能力（処理量）を 376t/日から 1.5 倍を超える 640.8t/日に変更することから、敷地の位置について付議するものである。